

令和7年度

# 事業計画書

(第16期)

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

東京都港区芝大門一丁目1番30号  
日本自動車会館11階

## 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 【公1】自動車リサイクルに関する事業 .....  | 1  |
| Ⅰ．資金管理業務に関する事業.....       | 1  |
| Ⅱ．再資源化等業務に関する事業.....      | 3  |
| Ⅲ．情報管理業務に関する事業.....       | 6  |
| Ⅳ．自動車リサイクルの促進に関する事業 ..... | 7  |
| 【公2】二輪車リサイクルに関する事業 .....  | 10 |

## 【公1】自動車リサイクルに関する事業

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

### I. 資金管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定される資金管理法として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第93条に規定される業務(資金管理業務)を実施するものである。

本財団は、令和7年度においても、法第93条に規定する資金管理業務を行う。具体的には、リサイクル料金の収受、リサイクル料金の管理・運用、リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し、中古車輸出時のリサイクル料金の返還及び特定再資源化預託金等(以下「特預金」という。)の出えん等を确实かつ効率的に実施する。

さらに、令和7年度から自動車製造業者等による本財団の指定法人業務に関する費用の負担が休止されることに伴う対応を行うほか、令和8年1月に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組を着実に推進する。

#### <事業内容>

令和7年度に資金管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. リサイクル料金の収受

新車販売される自動車については新車登録・検査時まで、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時まで、自動車所有者からリサイクル料金の収受を行う。

令和7年度は、新車登録・検査時預託488万台分559億円、引取時預託2万台分1億円のリサイクル料金の収受を見込む。

| 収受形態    | 台数      | リサイクル料金<br>収入 |
|---------|---------|---------------|
| 新車購入時預託 | 4,880千台 | 55,916百万円     |
| 引取時預託   | 19千台    | 106百万円        |
| 合計      | 4,899千台 | 56,022百万円     |

#### 2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から収受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

令和7年度末における保有債券額面残高は9,114億円を見込む。このうち、令和7年度の新規債券取得額面金額は1,033億円を見込む。

なお、令和6年度に実施したラダー型ポートフォリオの在り方の検討結果を踏まえ、ラダー型運用の期間を現行の15年程度から20年への延伸を開始する。

また、ESG投資(環境、社会、企業統治の観点を考慮した投資)を通じて、社会貢献の拡大に努めていく。

### 3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関、及び情報管理センターに、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

令和7年度は、ASR231万台分144億円、エアバッグ類227万台分54億円、フロン類228万台分47億円、情報管理料金255万台分5億円、及び利息として合計36億円を見込む。

| 品目     | 台数      | 払渡支出(利息除く) |
|--------|---------|------------|
| ASR    | 2,314千台 | 14,416百万円  |
| エアバッグ類 | 2,273千台 | 5,410百万円   |
| フロン類   | 2,279千台 | 4,672百万円   |
| 情報管理料金 | 2,551千台 | 490百万円     |
| 合計     |         | 24,988百万円  |

### 4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

令和7年度は、165万台分190億円、及び利息として15億円を見込む。

### 5. 特預金の出えん等

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、次のとおり特預金の出えん等を行う。

- (1) 離島対策支援事業の定常業務及び不法投棄等対策支援事業の拡充に要する資金として、合計209百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (2) 大規模災害発生に備えた地方公共団体向けの事前対応に要する資金として、12百万円を指定再資源化機関に出えんする。
- (3) 自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動に要する資金として、資金管理法人において252百万円を充て、指定再資源化機関及び情報管理センターにそれぞれ、3百万円、8百万円を出えんする。
- (4) 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に係る開発及びテスト等に要する資金として、資金管理法人において1,383百万円を充て、情報管理センターに対して1,058百万円を出えんする。
- (5) 自動車製造業者等による本財団の指定法人業務に関する費用の負担が休止されることに伴い、これまで自動車製造業者等が負担してきた当該費用と

して、資金管理法人において625百万円を充て、情報管理センターに対して390百万円を出えんする。

## 6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組

自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、令和5年度に策定したシステムの利便性、拡張性及び効率性の向上策を織り込んだシステム設計に基づき、システムテスト、切替準備、関係者への周知、マニュアル整備、問合せ体制構築等を着実に推進し、万全の準備を整えた上で令和8年1月の本番稼働開始に備える。

資金管理業務としては、キャッシュレスや決済手段の多様化に対応した効率かつ利便性の高いリサイクル料金の收受方法や、ペーパーレス化やデジタル化に対応した簡素かつ利便性の高い電子申請の手続き等を実現するためのシステム切替のための準備等を推進する。

## Ⅱ. 再資源化等業務に関する事業

### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第105条に規定される指定再資源化機関として経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第106条に規定される業務(再資源化等業務)を実施するものである。

本財団は、令和7年度においても、法第106条に規定する再資源化等業務を行う。具体的には、特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務、義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務、離島対策支援事業、不法投棄等対策支援事業を確実に実施する。

また、令和7年度は、地方公共団体のためのセーフティネット機能の一環として引き続き、大規模災害発生に備えた体制整備・処理計画策定等に資する情報提供・啓発活動並びに研修会、不法投棄・不適正保管事案の解消に向けた業界団体と連携した取組、不適正行為を行う事業者への指導強化に資する知見の共有、さらには地方公共団体固有の課題の解決に向けた支援を実施する。

### <事業内容>

令和7年度に再資源化等業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

## 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

本業務は、1号事業者30社との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

令和7年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で9,852台分、0.5億円の委託料金等収入を見込んでいる。

2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)
- 本業務は、義務者不存在車等(並行輸入車、自動車製造業者又は輸入業者が倒産、撤退、廃業した車で自動車製造業者等が確知できない自動車)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を、実施する。
- 令和7年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた特定再資源化等物品の総処理台数で9,312台分、0.9億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。
- 本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。
- また、環境省並びに関係団体との連携を通じて、大規模災害発生時における被災自動車の適正処理に対する地方公共団体による対応の円滑化に向けて、以下を実施する。
- (1) 「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」(以下「手引書」という。)、 「巨大地震における仮置場移動被災自動車の発生量推計報告書」(以下「被災自動車推計」という。)等を活用した情報提供・啓発活動並びに説明会・研修会を通じて、大規模災害時に地方公共団体に求められる被災自動車対応に係る知見の普及啓発を行う。
  - (2) 令和6年の能登半島地震の復旧活動において本財団が行った地方公共団体への協力などで得られた知見を踏まえ、災害パターン別の対応を具体化するなど手引書を改定し、地方公共団体向け専用ウェブページへの掲載についても検討する。
3. 離島対策支援事業(3号業務)
- 本業務は、使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島地域の125市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行う。
- 令和7年度は、83市町村に対し、25,261台分、1.4億円の出えんを計画している。
- また、本業務においては、以下の事項を実施する。
- (1) 離島地域における自動車リサイクルの安定を維持するため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。
  - (2) 小規模離島における事業の活用促進に向けて、令和6年度に個別ヒアリングを実施した事業活用が少ない市町村の状況を確認し、周知を含め、支援を強化する。
  - (3) 本支援事業の業務改善として、申請書等の様式を簡素化し業務の効率化を図る。また、125市町村のうち、年間指定した約36市町村を対象に申請証憑の検査、確認等を実施し、事務精度を維持するとともに、証憑確認の事務方法等について見直し改善を行う。
4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)
- 本業務は、使用済自動車等が不適正に処分された場合において、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行う。

また、本業務においては、使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の解消・抑止に資するため、地方公共団体に向けたその他の協力事項として以下を実施する。

- (1) 不法投棄や不適正保管の事案について、所管する地方公共団体の対応状況を確認するとともに、国及び解体・破碎業の業界団体と連携し、引き続き事案の解消に取り組む。また、不適正保管車両の撤去処理事業におけるこれまでの成果を踏まえ、生活環境保全調査等に関わる施策の実施について各地方公共団体とともに検討を進め、必要に応じて出えんする。
- (2) 令和7年度も、地方公共団体担当が行う事業者への指導等業務の円滑化と効率化を目的に、本財団主体の研修を継続実施する。担当者の知識の向上を目的とする「基礎知識研修」では、令和6年度から採用したEラーニングを引き続き活用し、事業者への指導・監督に係る技能の向上を目的とする「ステップアップ現場研修」では、制度の改定内容や3品目の適正処理に関する情報も提供するなど内容の充実を図る。また、参加者の声も踏まえて研修内容をさらに改善し、地方公共団体の担当者に対する支援を強化する。
- (3) 不適正行為に係る諸課題の解決に向けた地方公共団体の指導力を強化することを目的とし、令和6年度より実施している地方公共団体による解体業許可の新規取得者等への技術サポートを継続支援する。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)

本業務は、不法投棄等対策支援事業(4号業務)で対象となった地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施する。

現時点で、令和7年度は地方公共団体からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

本業務は、地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施することとしている。

現時点で、令和7年度は地方公共団体その他の者からの要請見込みはないが、新たに要請等があれば必要に応じて対応する。

なお、再資源化等業務規程第18条第3項及び第5項に基づき、令和6年度の大規模災害対応(2号)業務に係る出えん収入の残余については、令和7年度の大規模災害対応(2号)業務を実施する費用に充て、同様に3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、令和7年度の第3号から第5号までの業務を実施する費用に充てる。

### Ⅲ. 情報管理業務に関する事業

#### <基本方針>

本事業は、本財団が平成15年6月24日に法第114条に規定される情報管理センターとして経済産業大臣及び環境大臣から指定を受けたことに伴い、法第115条に規定される業務(情報管理業務)を実施するものである。

本財団は、令和7年度においても法第115条に規定された情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を確実かつ効率的に実施する。

さらに、令和7年度は、令和8年1月に予定する自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた準備等取組を着実に推進するとともに、国が検討を進める資源回収インセンティブ制度の実施に向けた取組へ積極的に貢献する。

#### <事業内容>

令和7年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

#### 1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

令和7年度は、電子マニフェストシステムにおいて引取工程での引取台数として254万台分の移動報告情報の管理等を見込んでいる。

主な実施内容は以下のとおりである。

##### (1) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報のデータ分析を深め、地方公共団体や関連団体等への適切かつ効果的な情報提供を行ったうえで、移動報告が長期間実施されていない等諸課題の更なる適正化を図る。

#### 2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、品質向上と業務効率化を実現したスマートコンタクトセンターとして安定稼働を図りつつ、適宜有効な施策を講じて利便性の更なる向上を図る。令和8年1月に予定する自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向け、システム関連の問合せの増加や大規模改造後に新たなシステムを用いて実施するバックオフィス業務に対応すべく準備等に取り組み、業務の円滑な切替を実施する。

#### 3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者

からの申請に基づき、移動報告を代行する。

#### 4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

#### 5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法人へ送信する。

#### 6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、令和5年度に策定したシステムの利便性、拡張性及び効率性の向上策を織り込んだシステム設計に基づき、システムテスト、切替準備、関係者への周知、マニュアル整備、問合せ体制構築等を着実に推進し、万全の準備を整えた上で令和8年1月の本番稼働開始に備える。

情報管理業務としては、抜本的に見直す移動報告画面の開発を主管部門として推進し、本機能を利用する関連事業者への周知やガイダンス等の運用準備を進める。

#### 7. 資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組

国が主体となって検討を進める資源回収インセンティブ制度の実施に向け、本制度の実証事業への協力、関連事業者等における準備状況等の把握を通じ、事務局として情報発信や関連団体間の情報連携の結節点としての機能を高める。

また、本制度の高度化についての議論を推進し、自動車リサイクル制度における資源循環の拡張について方向性を決定するとともに、今後新たに制度参加を検討する関係者へ向けた制度周知を継続する。

### IV. 自動車リサイクルの促進に関する事業

#### ＜基本方針＞

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、持続可能な循環型社会の実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、更なる貢献を強めるべく事業を推進する。

令和7年度 of 取組として、令和3年7月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の提言に基づき、幅広い観点からユーザーの理解を促進するため、関係者間の連携を促進しながら一層の情報発信を行い、制度の透明性を高める。

また、自動車リサイクルの更なる高度化に向け、関係者間の連携を促進し、自動車由来の資源の循環及び適正処理の促進に関連する基礎的な情報を収集・整理して広く共有する。

さらに、自動車リサイクル関係者と諸外国の関係者をつなぐ結節点としての役割を担い、政府機関等からの要請に応じて日本の自動車リサイクル制度の意義や仕組みを紹介する活動も推進する。

#### <事業内容>

令和7年度に自動車リサイクルの促進に関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

#### 1. 情報発信の質を高める取組

広くユーザーの認知を獲得するために、世代や地域の特性に応じてユーザーの認知状況やニーズを把握する。同時に、自動車リサイクルの現状や変遷に関する情報収集を通じてコンテンツの質を高める。さらに、情報発信のコスト効率を向上させるために、情報発信の効果を把握する。

#### 2. 地域ユーザーを対象とした普及啓発

「来て・見て・触って」をテーマにしたイベント出展や常設展示を通じて地域ユーザーへの普及啓発に取り組む。また、運転免許センター、高速道路サービスエリア等を活用して地域ユーザーが「自動車リサイクル」に関する情報に触れる機会を創出・提供する。

- 地方公共団体等が主催する地域イベントに出展する。
- 東京と大阪、福岡等の環境施設において「自動車リサイクル」に関する情報を常設展示する。
- 運転免許センターや高速道路サービスエリア、道の駅や鉄道車内で動画等を活用して情報を配信する。

#### 3. 小学生とその保護者等を対象とした学習支援等

小学生とその保護者等に向けた情報提供を通じて「自動車リサイクル」に関する学習を支援する。また、これらの施策で得られたコンテンツを活用して広くユーザーの普及啓発に取り組む。

- 自動車の製造・販売・整備・解体・破碎といった「自動車リサイクル」に関わる人々の工夫・努力を紹介する現場見学会を主催する。また、小学校に自動車リサイクルに関する学習に役立つ情報を提供する。
- 自動車リサイクルの学習教材を小学校、公共図書館、児童館等に提供する。
- 第9回「クルマのリサイクル」作品コンクールを主催する。
- 資源循環の重要性も盛り込んだ学びの機会として、出前授業を提供する。

#### 4. 若年層を対象とした普及啓発

使用済自動車の解体現場の見学会や自動車教習所を活用し、若年層の普及啓発に取り組む。また、これらの施策で得られたコンテンツを活用して広くユーザーの普及啓発に取り組む。

- 使用済自動車の解体工程に関する現場見学会等の実施を通じて、持続可能な社会の担い手として、学びやアイデアを探る場を提供する。
- 運転免許学科教本に「自動車リサイクル」に関する情報を掲載する。

## 5. メディアを利用した各施策の相乗効果を狙った取組

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS 等の様々なメディアを組み合わせ、広くユーザーに「自動車リサイクル」に触れる機会を創出・提供する。また、適切なタイミングで情報発信を行うことにより各施策の相乗効果を狙う。

## 6. 自動車リサイクルの高度化に向けた取組

自動車リサイクルに関連する統計情報や各国の政策、規制動向等の基礎情報を収集・整理し、広く共有する。また、『自動車リサイクル会議』を通じて関係者間の連携を促進する。具体的には以下の(1)から(3)のとおりである。

### (1) 情報の収集・発信

#### ① 調査研究機関等の協力による情報収集・発信

調査研究機関(シンクタンク)とメディアの協力を得て、国内外における自動車リサイクルの高度化に役立つ情報を収集・整理し、その結果を発信する。

#### ② 有識者等からの寄稿発信

自動車リサイクルにおける協働の促進や研究分野の拡大を目指し、国内外の動向やリサイクル技術に関する専門的な知見を発信する。

#### ③ コンテンツの制作・発信

自動車リサイクルの高度化を目指した事業者の優良事例を関係者と広く共有する。

### (2) 情報共有ツールの活用

#### ① ニュースレターの活用

ニュースレターを通じて自動車リサイクルの高度化に関心を持つ層の裾野を広げる。また、この関心層に向けて自動車由来の資源の循環及び適正処理の促進に役立つ情報を発信する。

#### ② ウェブページの活用

新車登録時の預託台数や使用済み自動車の発生台数等の実績情報、各国の自動車リサイクル政策や規制動向等の基礎情報を収集・発信する。また、ユーザビリティを意識してウェブページ掲載情報を見直す。

### (3) 自動車リサイクル会議の主催

『自動車リサイクル会議』において自動車リサイクルの高度化に役立つ情報を共有し、関係者間の連携促進や自動車リサイクルに係る協働分野の拡大を目指す。また、『自動車リサイクル会議』で得られたニーズのもと、関係者間の協力関係の維持・発展に寄与する。

## 7. 国際協力に係る事業

自動車リサイクル関係者と各国の関係者をつなぐ結節点としての役割を担い、各国で事業を展開する関係者や研究機関、政府機関等からの要請に応じて、各国における自動車リサイクル制度の立ち上げを支援する。また、各国の関係者に対し、自動車リサイクル制度の紹介や情報提供を行う活動にも取り組む。

なお、【公1】自動車リサイクルに関する事業の実施にあたっては、リサイクル料金の収受、電子マニフェスト報告等に関するコンピュータシステムが必要となるため自動車リサイクル情報システムを構築し運用している。

また、令和8年1月に本番稼働を迎える自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、「システム開発(テスト)」と「周知・研修」の2本柱で備える。

## 【公2】二輪車リサイクルに関する事業

### ＜基本方針＞

本財団は、国内二輪車製造事業者4社が自主取組として運営する二輪車リサイクルシステム(以下「二輪車リサイクル」という。)の安定運用への貢献及び普及・促進に取り組んでいる。

令和7年度の取組として、国内二輪車製造事業者4社から受託した会議体等の運営事務局業務、二輪車リサイクルに係る社会的周知を目指したユーザー及び地方公共団体等を対象とした広報活動、コールセンターの運営業務等を通じて、国内二輪車製造事業者の自主取組として運営する二輪車リサイクルの安定運用への貢献及び普及啓発に取り組む。

### ＜事業内容＞

令和7年度に二輪車リサイクルに関する事業として実施する主要なものは以下のとおりである。

#### 1. 二輪車リサイクル運営事務局を通じた貢献

二輪車製造事業者を始めとした関係者が主催する会議体の運営事務局業務を着実に対応するとともに、電動二輪車の普及に伴う使用済みリチウムイオンバッテリーの回収・処理を始めとした各種課題に対応する。

また、輸入事業者の二輪車リサイクルへの加入等の手続きに関する窓口業務を着実に行うとともに、手続きに滞りが生じないように、関係者と連携して事業者への周知及び支援を行う。

#### 2. 社会認知度向上に向けた取組

ユーザー及び地方公共団体等への広報活動を通じて、二輪車リサイクルの安定運用及び社会的周知に取り組む。主な実施内容は以下のとおりである。

##### (1) ウェブページの維持・管理及び改善等

情報発信の基盤である二輪車リサイクルに関するウェブページの維持・管理を通じて情報の受け手に分かりやすく発信する。

また、二輪車リサイクルの安定運用に資する事業者の加入等に関する情報や指定引取窓口の変更情報を始めとした各種情報を滞りなく適切に発信する。

##### (2) ユーザーに対する直接訴求に向けた取組

東京・大阪で開催されるモーターサイクルショーなどのイベント出展や各種施策を本財団広報・理解活動推進部と連携を図りながら、二輪車リサイクルについてのユーザーへの普及啓発に取り組む。

(3) 地方公共団体と連携した地域ユーザーへの普及啓発

二輪車リサイクルの安定運用に向けて全国の地方公共団体に対して地域ユーザーに役立つ情報をタイムリーかつ着実に発信する。

また、地域ユーザーの満足度向上及び二輪車リサイクル以外の問合せの削減を目指し、一部の地方公共団体ウェブページに掲載される情報の表記見直しを働きかける。

3. コールセンターの維持・管理及び改善等

ユーザー、地方公共団体等からの二輪車リサイクルに関する問合せに適切に対応するとともに、コールセンターの効率的かつ安定的な運営に取り組む。

具体的には、コールセンターにおける対応の質を更に高め、月間応答率90%以上の維持に取り組むとともに、分析した問合せ内容に基づくFAQの充実化など、問合せ者の更なる満足度向上に取り組む。

4. 地方公共団体等による放置二輪車等の手続き支援

地方公共団体等においては、放置二輪車等が二輪車リサイクルで取り扱うことができるか否かの判断や放置二輪車等の引渡しの日程調整を始め、手続きで負担にならないように、簡便化を図るなど、更なる放置二輪車等の適切かつ滞りない引渡しに向けて取り組む。

以上